全国森林計画(案)に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果 項目数

1:数旨を取り入れているもの9項目2:趣旨の一部を取り入れているもの10項目3:修正するもの1項目4:今後の検討課題等12項目計32項目

該当個所	意見の要旨	処理の 結果(案)	処理の理由等(案)
まえがき	2ページ3行目の「健全な森林の整備」については、「適切な森林の整備」とした方がよいのではないか。	2	「京都議定書目標達成計画」及び本計画の上位計画である「森林・林業基本計画」 においても同様の表現を用いていることから、原文どおりとします。
まえがき	2ページ16行目の「この計画においては」から始まる文章については、主述関係から考えると「この計画は」とした方が適切ではないか。	2	当該文章の前段までに記述されていることをはじめ、森林・林業に関する様々な課題等がある中で、特に本計画では森林の整備及び保全の目標等について明らかにするという意味から「この計画においては」という表現を用いているため、原文どおりとします。
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 森林整備及び保全の目標	6ページ12行目の「森林空間の整備」という表現のイメージがつかみ にくい。林道や施設等を含めたものということか。	1	「森林空間の整備」とは、例えば森林公園といった保健文化機能の維持増進を図るべき森林において、遊歩道やレクリエーション施設等と森林の整備を一体となって行うことを意味しています。
II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項 1 施業に関する基本的事項 (1) 施業方法	低コストの林業生産という観点から、間伐はコストがかかるため、伐期に達した森林においては小面積(1~2ha)の主伐を導入すべき。	2	公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、 高齢級の人工林についても、コストを抑えた択伐や間伐といった抜き切りを適切に 実施していく考えですが、御意見の趣旨は II の1の(1)のアの(ア)において「1箇所当 たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。」としているほ か、同イの(ア)においても「帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施について も考慮することとする。」としています。
II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項 1 施業に関する基本的事項 (1) 施業方法	10ページ12行目の「公益的機能の確保についての必要性」は、「公益的機能の確保の必要性」という表現の方が適切ではないか。	3	御提案を踏まえ修正します。
V 森林施業の合理化に関する事項 (2) 林業に従事する者の養成及び確保	林業の担い手の減少・高齢化を踏まえ、労働力の確保、山村地域での生活の確保のための施策に加え、他事業との連携による総合的な施策を検討すべき。	2	UJIターン者をはじめ林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等を実施することにより、新規就業の円滑化を進めるとともに、森林組合等の林業事業体における雇用の安定化等の雇用管理の改善、事業量の安定的確保等の事業の合理化を促進するなど、林業労働者の確保に関する取組を進めていくこととしています。
V 森林施業の合理化に関する事項 (2) 林業に従事する者の養成及び確保	林業グループの自主的な活動を助長し、地域林業の中核となるリーダーとしての林業後継者の育成・確保を図る施策が必要である。	4	本計画においては直接触れていませんが、林業事業体の経営者や地域のリーダーとなり得る森林所有者で組織する林業研究グループ等に対する経営・技術指導の強化を図るとともに、森林・林業関係学科の学生を対象とするインターンシップ等を通じて、地域の林業後継者の育成及び確保の推進を図る考えです。
V 森林施業の合理化に関する事項 (2) 林業に従事する者の養成及び確保	林業就業者を安定的に確保するため、雇用者である林業事業体の 育成、経営安定対策が必要である。	1	経営方針の明確化や林業経営基盤の強化により、地域の林業の担い手となり得る林業事業体の育成に取り組むこととしています。

V 森林施業の合理化に関する事項 (2) 林業に従事する者の養成及び確保	「緑の雇用」は有意義な施策であるが、資金の助成を3年間で分割するという形に出来ないか。また、地域の中核となる技術者を養成するため、更に3年程度の現場・座学研修を実施できないか。	2	若年層を中心とした新規就業者の確保・育成については重要であると考えており、 Vの(2)において記述しているとおり、UJIターン者をはじめ林業就業に意欲を有す る若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修を実施するなど、必要な施策 を講じていきたいと考えています。 なお、「緑の雇用」については、今年度から既研修者への追加的な研修を講じているところです。
V 森林施業の合理化に関する事項 (2) 林業に従事する者の養成及び確保	2005年の国勢調査速報値では、林野庁の見込みに比べ、林業労働者数の減少が進んでいる。林業労働者の確保について、若年層の確保・育成を含め、実効ある対策を早急に実施する必要がある。	1	UJIターン者をはじめ林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等を実施することにより、新規就業の円滑化を進めるとともに、森林組合等の林業事業体における雇用の安定化等の雇用管理の改善、事業量の安定的確保等の事業の合理化を促進するなど、林業労働者の確保に関する取組を進めていくこととしています。
V 森林施業の合理化に関する事項 (2) 林業に従事する者の養成及び確保	森林整備等を担える林業事業体の育成対策が必要である。	1	経営方針の明確化や林業経営基盤の強化により、地域の林業の担い手となり得る林業事業体の育成に取り組むこととしています。
V 森林施業の合理化に関する事項 (2) 林業に従事する者の養成及び確保	林業労働力の減少が深刻であるが、森林に人手を投入することにより雇用が増え、森林整備も進むことから、山村を含めた地方の活性化にも貢献できるものと考える。森林整備に大幅な資金投入を要望したい。	4	施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では、具体的な予算措置に 関することについて記載していませんが、多様で健全な森林の整備及び保全を推 進するため、必要な財源の確保及び施策の充実に取り組んでいきたいと考えていま す。
V 森林施業の合理化に関する事項 (2) 林業に従事する者の養成及び確保 (3) 林業機械化の促進	機械化を推進し、若い労働者が定着できるような施策を進めてもらいたい。	1	高性能林業機械の開発・改良及び導入を図ることにより林業機械化の促進を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進することとしています。また、林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等を実施することにより、若い労働者の養成・確保に努めていくこととしています。
V 森林施業の合理化に関する事項 (3) 林業機械化の促進	高性能機械を早期に導入した事業体は、材価の低迷により機械の 更新が遅れ、経営の足かせとなっているため、改善資金等の運用に 何かよい方法が欲しい。	4	本計画においては直接触れていませんが、各種金融・税制上の措置を活用することにより、林業事業体に対する支援を図りたいと考えています。
V 森林施業の合理化に関する事項 (4) 流通・加工体制の整備	流域活性化協議会における取り組みは、予算や権限問題などがあり、課題解消に向けた取り組みが不十分。今年度から新生産システムとして、全国11流域においてモデル的に計画が組まれようとしているが、他流域においても民・国一体の木材供給体制が取り組まれるよう対策を講ずる必要がある。	1	Vの(4)において「需要者のニーズに即した・・・関係者一体となって推進するよう努めるものとする。」と示しているとおり、流域における民有林、国有林の関係者が一体となった木材の安定供給体制の整備に努めていきたいと考えています。
全般	地球温暖化問題ともリンクする森林整備、安定的な木材の供給、林 業労働力の確保を目指し、実効性のある施策が実現できる計画となる ことを願う。	2	全国森林計画に示した考え方を踏まえ、森林の有する多面的機能を高度に発揮するため、多様で健全な森林の整備及び保全を図るとともに、安定的な木材の供給、林業労働力の確保等に関する施策の充実に取り組んでいきたいと考えています。
全般	公共事業関係予算は3%カットということだが、環境問題に大きく関わる森林・林業・木材産業に一律に適用すれば、森林・林業・木材産業は衰退するばかり。必要な予算についてはしっかりと財源を確保することが必要である。	4	施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では、具体的な予算措置に 関することについて記載していませんが、森林整備等に必要な経費については、今 後の社会情勢の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、適確に選択していくことにつ いて検討していくこととしています。
全般	下刈り、除伐、つる切り、間伐、枝打ちといった山の手入れが十分とは言えない。特に間伐は、災害を防ぐためにも大変重要。こうした山の手入れがしっかりと出来るよう検討願いたい。	1	全国森林計画に示した考え方を踏まえ、森林の有する多面的機能を高度に発揮するため、適時適切な保育・間伐等の実施を通じて、多様で健全な森林の整備及び保全が図られるよう、施策の充実に取り組んでいきたいと考えています。
全般	木材需要量9千万m3に対し、国産材の供給量は1,700万m3にとどまっており、今後とも国産材利用対策を進める必要がある。	4	施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では木材の需要拡大について触れていませんが、御意見の趣旨は重要な課題と考えており、企業や消費者への集中的なPRや木材輸出等の施策を通じてその推進を図りたいと考えています。

全般	災害に強い県土づくりの観点からも森林整備は重要であり、京都議定書で定められた目標を達成する必要があるため、地域の実状を反映した森林整備予算の上積みを図る必要がある。	4	施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では、具体的な予算措置に 関することについて記載していませんが、森林整備等に必要な経費については、今 後の社会情勢の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、適確に選択していくことにつ いて検討していくこととしています。
全般	森林簿(帳簿上)と現地では差がある事例が多い。衛星画像等の解析により、各流域の実態を把握した形での森林簿の作成ができないか。	2	森林簿の作成・管理は各都道府県が主体となって実施していますが、近年、森林 GISの導入により、多くの都道府県で空中写真や衛星画像と一体となった森林簿 データの管理が行われるようになっています。今後とも、都道府県による森林GIS等 を活用した森林資源データの管理に対する支援に努めていく考えです。
全般	重視すべき森林の機能ごとに、地域特性や自然条件に合わせた広域流域単位で森林整備の指針を示しており、その説明が非常にわかりやすく具体的で、必要性が理解できる内容であると感じられる。	1	今後とも、国民の方々にとってわかりやすい計画の策定を心がけていきたいと考 えています。
全般	国産材の効果的な需要計画を確立すべき。	4	施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では木材の需要拡大について触れていませんが、御意見の趣旨は重要な課題と考えており、企業や消費者への集中的なPRや木材輸出等の施策を通じてその推進を図りたいと考えています。
全般	海外における不法な伐採や、その輸入は国の責任で防いでいくべき。	4	我が国における施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では海外林業や輸入について触れていませんが、違法伐採対策については、「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性のPR等を進めたいと考えています。
全般	民有林では計画的な森林の整備が十分図られていない。森林計画 が具体化できるような対策が必要。	1	都道府県知事がたてる地域森林計画、市町村長がたてる市町村森林整備計画を 踏まえ、各都道府県や市町村等が森林所有者等への働きかけや補助事業等を措 置することにより、計画的な森林の整備及び保全を促進していくこととしています。
全般	森林整備による温暖化対策の目標達成は困難な見通しであり、環 境税の導入以外に方法はないと思われる。	4	施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では環境税の導入等の財源に関することについて計画事項としていませんが、御意見の趣旨は重要な課題と考えており、森林整備等に必要な経費については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、適確に選択していくことについて検討していくこととしています。
全般	違法伐採に対する効果的な対策を進めるとともに、具体的な国産材利用対策を進める必要がある。	4	我が国における施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では海外林業や輸入、木材利用の拡大について触れていませんが、違法伐採対策については、「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性のPR等を進めるとともに、国産材利用対策については、企業や消費者への集中的なPRや木材輸出等の施策を通じてその推進を図りたいと考えています。
全般	森林計画制度について、民有林における各種計画の作成が不十分ではないか。全国森林計画に沿った森林整備が行える体制を整備することが重要である。	2	地域森林計画は全国森林計画に即して都道府県知事が樹立し、これに適合して 市町村長が市町村森林整備計画を樹立することになっています。これらの計画の達 成に向けて、各都道府県や市町村等が森林所有者等への働きかけや補助事業等 を措置することにより、計画的な森林の整備及び保全を促進していくこととしていま す。
全般	現状程度の森林整備では、「京都議定書目標達成計画」に掲げる目標の達成は困難であり、森林整備をより一層促進するため、関係予算を大幅に増額する必要がある。そのため、2007年度の環境税導入に向けた対策を視野に入れた取組が必要である。	4	施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では環境税の導入等の財源に関することについて計画事項としていませんが、御意見の趣旨は重要な課題と考えており、森林整備等に必要な経費については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、適確に選択していくことについて検討していくこととしています。
全般	2007年度予算においても、地域の実状を反映した枠組となるような対策を講ずることが必要である。	4	施業の基準や計画量等を明らかにする全国森林計画では、具体的な予算措置に 関することについて記載していませんが、多様で健全な森林の整備及び保全を推 進するため、必要な財源の確保及び施策の充実に取り組んでいきたいと考えていま す。

	森林は保育・間伐等の十分な手入れによりその機能を発揮するもの。一方、国有林は間伐主体に事業を実行しているが、ある程度主伐を実行して森林の更新を図っていくことがより森林の力を発揮するものであり、人手と資金を十分投入してもらいたい。	2	国有林においても、全国森林計画に示した考え方に即してたてられる各流域ごとの「国有林の地域別の森林計画」に基づいて、適切な森林施業に取り組んでいきたいと考えています。
全般	昨今の石油製品、特に燃料代の高騰に加え、近年の木材価格の低迷により、重機等による林業生産は大打撃を受けており、対策を要望したい。	2	林業採算性の確保に向けて、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高 効率的な作業システムの整備・普及を進めるなど総合的に検討したいと考えていま す。